

①行事名(コース)など  
②住所 ③氏名(ふりがな)  
④電話またはFAX番号  
⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

### ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先  
(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやコール ☎03-5432-3333  
区HPQ 120061 FAX03-5432-3100

令和6年(2024年)4月1日

# せたがや

## 土砂災害警戒区域等が新たに指定されました

都は、土砂災害防止法に基づき、区内3か所を新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しました。また、既に指定されている3か所についても、区域を変更しました。

●以下丁目の一部地域

新規指定(3か所)	瀬田1丁目、瀬田4丁目
区域変更(3か所)	岡本2丁目(所在の一部は岡本1丁目、岡本3丁目)、野毛2丁目、瀬田4丁目

今回の指定に関する公示図書の縦覧場所／

都建設局河川部計画課(新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎6階)、区災害対策課

備詳しくは、都のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



閩都建設局河川部計画課 ☎5320-5429 FAX5388-1533、  
区災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

## 宅地造成等工事規制区域が新たに指定されます

盛土等による災害から人命を守るため、抜本的な法改正がなされ、7月下旬、都が区内全域を宅地造成等工事規制区域に指定する予定です。指定日以降に建築工事や造成工事等を行う場合は、事前にご相談ください。

閩市街地整備課 ☎6432-7157 FAX6432-7982 区HPQ 7343

## 耐震化助成制度の対象が拡充されました

平成12年(2000年)5月31日以前に着工した木造住宅に、耐震診断士の無料派遣や、耐震改修工事の費用の一部助成を行います。

備要件等詳しくは、お問い合わせください。

閩防災街づくり課 ☎6432-7177 FAX6432-7987 区HPQ 208687

## がん治療に伴う脱毛や乳房の切除等を行った方へウィッグ・胸部補整具等の費用を助成します

対次の全てに該当する方①区内に住所を有する方②がん\*と診断され、その治療を行っている方、過去にその治療を行った方③がん\*の治療に伴い、脱毛や乳房の切除等によりウィッグや胸部補整具等が必要である方 \*乳がん等の「固形がん」だけでなく、白血病・悪性リンパ腫等の「血液がん」も含まれます。

助成対象品/ウィッグ(装着用ネット含む)、毛付き帽子、人工乳房、補整下着、弾性着衣

助成額/対象品の購入またはレンタルにかかった費用(上限10万円)

申請期限/対象品の購入またはレンタルの支払いが完了してから1年以内

※5年4月1日以降に購入、レンタルの契約をしたものに限りです。

備申請書は区HPQ 205297、世田谷保健所健康企画課にあり(お問い合わせいただければ区から送付します)。申請には、がんの治療を受けたことを証明する書類や領収書等の原本が必要です。

閩世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019

## 7月1日から、おたふくかぜ予防接種の費用助成を開始します

おたふくかぜは、発熱や耳下腺の腫れ、痛み等を引き起こす感染症で、合併症として聴力障害が知られています。特別な治療法はなく、ワクチン接種が有効です。

対接種日時時点で区内に住民登録のある1歳～小学校就学前の乳幼児

場区内指定医療機関

助成額/1回3000円(助成回数2回)

備接種費用と助成額の差額を医療機関へお支払いください。

助成開始前の接種費用は全額自己負担です。

担当=世田谷保健所感染症対策課

閩世田谷区予防接種コールセンター  
☎03-5432-2437 FAX03-5432-3022 区HPQ 207858

## 地域の活動を支援します

①地域活動団体を支援します

対象団体/地域でコミュニティ活動を実践している団体(区から他の助成を受けている団体を除く)

助成内容/活動に必要な物品(税込1万5000円以内)または指導員への謝礼(1万2000円以内)

申5月10日(必着)までに、申込用紙(総合支所地域振興課・まちづくりセンター、区HPQ 159054にあり)を郵送または持参で総合支所地域振興課(世田谷☎5432-2831 FAX5432-3032、北沢☎5478-8029 FAX5478-8004、玉川☎3702-1603 FAX3702-0942、砧☎3482-2169 FAX3482-1655、烏山☎3326-9249 FAX3326-1050)へ

②地域の絆を深め、広げるための活動を支援します

～地域の絆連携活性化事業

対象団体/区内在住・在勤・在学の方5人以上で構成される団体

対象事業/次の全てに該当する事業①地域の活性化に向けて行う自主的・自立的で継続的な非営利の事業②他の団体との協力・連携を図る事業(町会・自治会以外は町会・自治会との協力・連携が必要)

助成額/1事業25万円まで

備詳しくは、募集要領(総合支所地域振興課・まちづくりセンター、区HPQ 208651にあり)をご覧ください。

申5月20日までに、所定の申請書類(募集要領にあり)を主な活動地域にあるまちづくりセンターへ持参  
閩世田谷総合支所地域振興課 ☎5432-2536 FAX5432-3031

## 若年がん患者の在宅療養を支援します

在宅サービスや福祉用具等に支払った経費を助成します。

対区内在住の40歳未満のがん患者(医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)で、他の制度において同等の給付を受けることができない方

区分	サービス利用上限額	自己負担
在宅サービス利用料	6万円/1か月	1割 ※生活保護受給者は無料。
福祉用具貸与費用		
福祉用具購入費用	10万円/年間	
住宅改修費用	20万円/1回のみ	

備対象となるサービス等詳しくは、区HPQ 195794をご覧ください。

閩世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3019

## 外遊び活動団体の認定と保護者利用料の助成

対次の全てを満たす、区の認定を受けた団体を利用する保護者①区内在住の3～5歳を対象に外遊び活動を実施②幼稚園教諭・保育士等を含む常時2人以上の保育者を配置③1年間で39週以上、1日あたり4～8時間、週5回以上活動し、過去3年間活動実績がある

※このほかにも要件あり。

助成額/月額2万円(上限)

備団体を通しての申込み。団体の認定については、お問い合わせください。

申電話で子ども家庭課(☎5432-2569 FAX5432-3081)へ連絡のうえ、所定の申請書(電話受付後に団体代表者あてに郵送)を指定日までに郵送または持参  
区HPQ 191445